



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

(追加)「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」の 記載内容の一部追加に関するお知らせ

平成 26 年 5 月 14 日付にて適時開示いたしました「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」について、一部追加がありましたのでお知らせいたします。

なお、追加箇所には下線を付してあります。

記

1. 追加箇所

6. 割当予定先の選定理由等

(2) 割当予定先を選定した理由

2. 追加内容

【訂正前】

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の背景事情と資金ニーズを理解し支援して頂ける割当予定先を探しておりましたところ、平成 26 年 4 月に当社顧問（以下「当該顧問」という）が、当該顧問が親会社の顧問をしている R-1 合同会社、当該顧問の 30 年来の知人である谷内田氏及び当該顧問の大学の後輩である佐久間氏に対し当社の経営状態などの説明を行い、また同月に当該顧問の紹介により、当社代表取締役社長の小松裕介が割当予定先に対し当社の経営状態、資金的窮状とケプラム社による一連の係争に係る当社の考え方について追加説明を行いました。

そして今般、当社の第 38 期有価証券報告書、平成 26 年 3 月期第 3 四半期報告書、平成 26 年 3 月 31 日付会社説明資料、会社概要、当社グループの主力事業であるレジャー事業にかかるパンフレットやチラシ、ケプラム社による一連の係争にかかる当社適時開示資料に基づいて割当予定先と十分に協議し、当社グループの経営戦略及び本第三者割当増資案をご理解いただいた上で、割当予定先を選定いたしました。選定に際しては、株主一般の利益を尊重する現在の経営方針を前提に、グループの主要な資産に係る競売の開始決定がなされている困難な状況の中で、資金的なご協力を頂くことを優先し、特段の条件等は設けませんでした。

割当予定先は当社が認識している情報において、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が暴力団等である事実、暴力団等がいずれかの割当予定先に関与している事実、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がないものと判断

しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しています。

なお、割当予定先と反社会勢力との関係については第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号、代表取締役：古野啓介）においても調査されており、問題ないと報告を受けております。

また当社は、割当予定先の信用調査とヒヤリングを行い、割当予定先に実態があることはもちろん、割当予定先に十分な資産背景があり本第三者割当増資の払込みに要する資金は余裕資金か又は関係会社等からの借入金にて対応することを確認しており、割当予定先に選定することは適切であると考えております。

なお、本第三者割当増資の払込日以降、払込を完了した割当予定先に対し、平成 26 年 6 月下旬に予定している当社の定時株主総会に係る議決権を付与するかどうかは現状未定です。

【訂正後】

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の背景事情と資金ニーズを理解し支援して頂ける割当予定先を探しておりましたところ、平成 26 年 4 月に当社顧問（以下「当該顧問」という）が、当該顧問が親会社の顧問をしている R-1 合同会社、当該顧問の 30 年来の知人である谷内田氏及び当該顧問の大学の後輩である佐久間氏に対し当社の経営状態などの説明を行い、また同月に当該顧問の紹介により、当社代表取締役社長の小松裕介が割当予定先に対し当社の経営状態、資金的窮状とケプラム社による一連の係争に係る当社の考え方について追加説明を行いました。

そして今般、当社の第 38 期有価証券報告書、平成 26 年 3 月期第 3 四半期報告書、平成 26 年 3 月 31 日付会社説明資料、会社概要、当社グループの主力事業であるレジャー事業にかかるパンフレットやチラシ、ケプラム社による一連の係争にかかる当社適時開示資料に基づいて割当予定先と十分に協議し、当社グループの経営戦略及び本第三者割当増資案をご理解いただいた上で、割当予定先に選定いたしました。選定に際しては、株主一般の利益を尊重する現在の経営方針を前提に、グループの主要な資産に係る競売の開始決定がなされている困難な状況の中で、資金的なご協力を頂くことを優先し、特段の条件等は設けませんでした。

割当予定先は当社が認識している情報において、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が暴力団等である事実、暴力団等がいずれかの割当予定先に関与している事実、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しています。

なお、割当予定先と反社会勢力との関係については第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号、代表取締役：古野啓介）においても調査されており、問題ないと報告を受けております。

また当社は、割当予定先の信用調査とヒヤリングを行い、割当予定先に実態があることはもちろん、割当予定先に十分な資産背景があり本第三者割当増資の払込みに要する資金は余裕資金か又は関係会社等からの借入金にて対応することを確認しており、割当予定先に選定することは適切であると考えております。なお、割当予定先の内、R-1 合同会社の親会社について、過去の行政処分及び訴訟情報並びに現在係属中の訴訟に起因する懸念事項が記載されておりましたが、過去の行政処分に関しては、当該親会社の経営権が現在の形態に移行する以前に出されたものであり、かつ、従前既に是正済みでした。また訴訟情報のうち当該親会社が被告となっているものは 1 件のみであり、現在係属しているその訴訟について当社として調査したところ、原因となった事件は当該親会社の経営権が現在の形態に移行する以前のできごとであり、裁判中ではあるものの当該親会社は訴訟の原因となった事件について、

明示的な当事者になっておらず、当該親会社の責任は認められたとしても限定的なものに留まると考えられることから、割当予定先としての適切性に影響を与えるものではないと判断いたしました。加えて、当該割当予定先の関係者の一部に関しては、後述するとおり当社の事実確認と異なるインターネット等の風評により、報告書に「今後のレピュテーションに影響を及ぼす可能性は否定できない」との記載がありました。しかし当社は、当該割当予定先に対して、報告書の当該記載の前提となるインターネット等の風評含む情報に関する事実確認を行い、当該情報が事実と異なることを確認したため、当該割当予定先に関しても、割当予定先として適当であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資の払込日以降、払込を完了した割当予定先に対し、平成 26 年 6 月下旬に予定している当社の定時株主総会に係る議決権を付与するかどうかは現状未定です。

以 上